

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場を必要としている人のために

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度です。

大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。

【対象となる方】（裏面参照）

- ・障がい、高齢、難病などにより駐車場の利用に配慮が必要な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に駐車場の利用に配慮が必要な方

利用証の交付

県などで交付します。
（裏面参照）

利用証の使い方

ルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。



大分あったか・はーと
駐車場の案内表示



車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

利用証をお持ちの方で、広いスペースを必要としない方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人ひとりのゆずりあい・思いやりの心です。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

大分県

対象者 以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方

◆身体障がい者（下表に該当する方）

視覚障害		1～4級
聴覚障害	聴 覚	2, 3級
	平衡機能	3, 5級
肢体不自由	上 肢	1, 2級
	下 肢	1～6級
	体 幹	1～3, 5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1, 2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1, 3, 4級
じん臓機能障害		1, 3, 4級
呼吸器機能障害		1, 3, 4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1, 3, 4級
小腸機能障害		1, 3, 4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

◆知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

◆精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方

◆高齢者

要介護状態区分「要介護1～5」の方

◆難病患者

特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者
小児慢性特定疾病医療受給者

◆妊産婦

妊娠7か月～産後12か月の方（妊娠5か月から事前受付可）
※多胎児妊娠の場合は、妊娠6か月～産後18か月の方

◆けが人

けがにより車いす又は杖等を使用している方

◆その他

医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

○電子申請

大分県福祉保健企画課のホームページから申請が可能です。
右のQRコードからアクセスするか、「大分県 あったか・はーと」で検索してください。
また、申請時には下記「②確認書類」を撮影して写真データを添付してください。



○郵送申請

「申請書」と下記「②確認書類（写し）」を同封し、下記宛先へ郵送してください。
宛先：〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健企画課 あったか・はーと担当

◆必要書類

①申請書類 下記窓口に備え付けているほか、県福祉保健企画課のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html> 又は「大分県 あったか・はーと」で検索

②確認書類

- 身体障がい者…身体障害者手帳
- 精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳
- 難病患者…特定疾患医療受給者証、
特定医療費（指定難病）受給者証又は
小児慢性特定疾病医療受給者証
- 知的障がい者…療育手帳
- 高齢者…介護保険被保険者証
- 妊産婦…母子健康手帳
- けが人…診断書等（車いす、杖等の使用期間
がわかるもの）、身分証明書
- その他…診断書等（駐車場の利用に配慮が必要
な旨及びその期間が記載されたもの）、
身分証明書

※ご家族が代理で申請される場合は、代理の方の身分証明書
の提示をお願いします。

◆その他に関する診断書等の記載例

- ・○○（病名等）により○ヶ月間は歩行が困難
- ・知的障がいや精神障がい（ADHDなどの発達障がい）により、長期継続的に、駐車場内における突発的な飛び出し（座り込み）が見込まれ、駐車場内での移動に危険が伴う

○窓口申請

○以下の窓口で原則、即日交付しています。【受付時間：月曜日～金曜日の8:30～17:00（祝祭日を除く）】

県庁福祉保健企画課	TEL.097-506-2591	南 部 保 健 所	TEL.0972-22-0562
東 部 保 健 所	TEL.0977-67-2511	豊 肥 保 健 所	TEL.0974-22-0162
東部保健所地域福祉室	TEL.0977-72-2327	西 部 保 健 所	TEL.0973-23-3133
東部保健所国東保健部	TEL.0978-72-1127	西部保健所地域福祉室	TEL.0973-72-9522
中 部 保 健 所	TEL.0972-62-9171	北 部 保 健 所	TEL.0979-22-2210
中部保健所由布保健部	TEL.097-582-0660	北部保健所豊後高田保健部	TEL.0978-22-3165

○お急ぎでない方は、大分県総合社会福祉会館（大分県障害者社会参加推進センター）、協力市町村、市町村
社会福祉協議会でも申請できますので、お問い合わせください。（利用証は申請書受付後、郵送交付となります。）

問い合わせ先

○大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 あったか・はーと担当

☎097-506-2591 FAX097-506-1732 ✉oita-parking@pref.oita.jp